

令和 7 年 11 月

川崎市特定建築事業者太陽光発電設備導入制度ガイドライン 新旧対照表

改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）		
目次 (現行のとおり)	(略)		
<u>(別冊) よくある質問と回答</u>	(新規)		
第 1 部 ガイドラインについて (現行のとおり)	第 1 部 ガイドラインについて (略)		
第 2 部 制度の概要と基本事項	第 2 部 制度の概要と基本事項		
第 1 章 制度の概要 (現行のとおり)	第 1 章 制度の概要 (略)		
第 2 章 基本事項	第 2 章 基本事項		
1 対象建築物	1 対象建築物		
表 2-2-1 対象建築物（n 年度）	表 2-2-1 対象建築物（n 年度）		
<p>対象外の建築物 (7)</p> <p>右のいずれかに該 当する建築物</p>	<p><input type="checkbox"/> 建築物省エネ法第 20 条[※]第 3 号に該当する建築物⁽⁵⁾ (仮設建築物)</p> <p><input type="checkbox"/> 【経過措置】令和 7 年 3 月 31 日までに確認申請等を行う 建築物⁽⁶⁾（申請日で判断する。令和 7 年 4 月 1 日以降に確認 済証が交付される場合も経過措置に該当する。）</p>	<p>対象外の建築物 (7)</p> <p>右のいずれかに該 当する建築物</p>	<p><input type="checkbox"/> 建築物省エネ法第 18 条[※]第 3 号に該当する建築物⁽⁵⁾ (仮設建築物)</p> <p><input type="checkbox"/> 【経過措置】令和 7 年 3 月 31 日までに確認申請等を行う 建築物⁽⁶⁾（申請日で判断する。）</p>

図 2-2-1 建築物のない土地に新たに建築物を建築する例

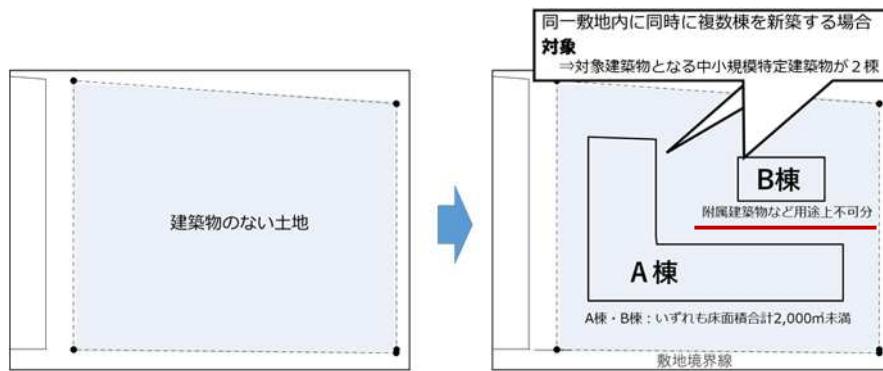
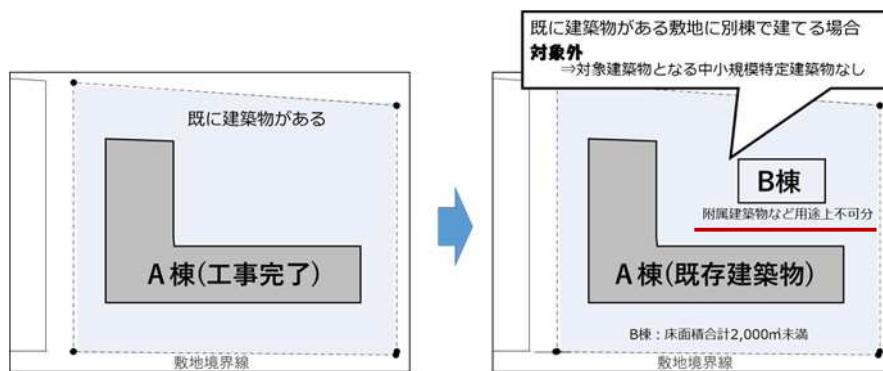


図 2-2-2 既に建築物のある敷地内に別棟で建築する例



(補足説明)

本制度における「敷地」とは、建築基準法施行令第1条第1号に規定する建築確認申請時の設定敷地をいう（温対条例第25条）。一団地及び連坦建築物設計制度の認定を受ける場合においては、いわゆる仮想敷地をいい、一の敷地とみなされる区域ではないことに注意すること。

図 2-2-1 及び図 2-2-2 のB棟は、例えばA棟の附属建築物など用途が不可

図 2-2-1 建築物のない土地に新たに建築物を建築する例

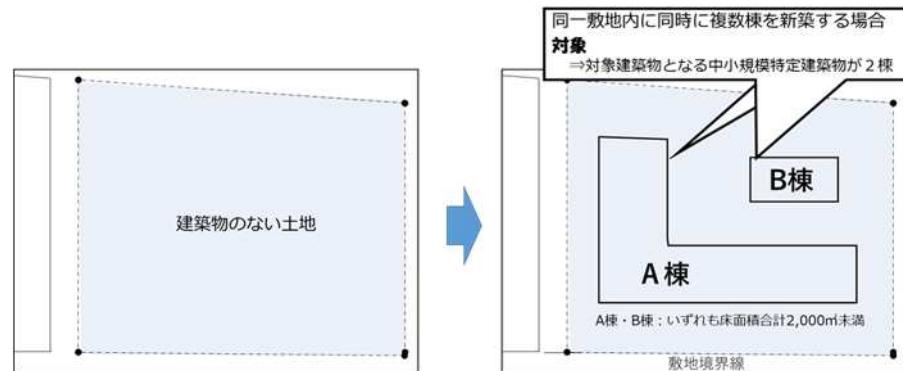
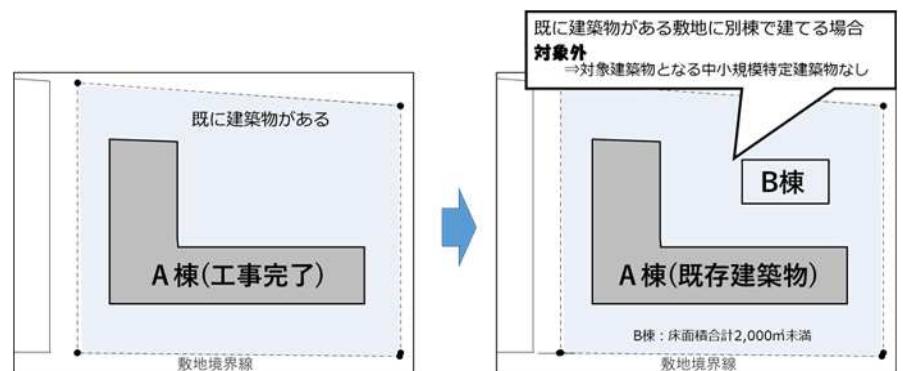


図 2-2-2 既に建築物のある敷地内に別棟で建築する例



(新規)

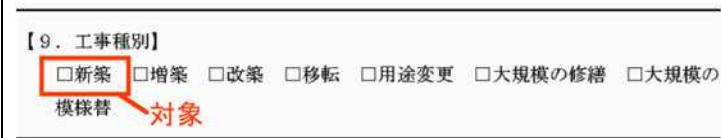
分な建築物である。

表 2-2-2 敷地条件・工事種別比較

敷地条件	工事種別※	対象
一団地等の認定あり	新築	対象
	(用途上不可分な建築物の) 増築	対象外
一団地等の認定なし	新築	対象
	(用途上不可分な建築物の) 増築	対象外

※工事種別：建築計画概要書等より（図 2-2-3 参照）

図 2-2-3 建築計画概要書第二面（抜粋）



2～7（現行のとおり）

第3部 義務履行手段と設置量

第1章 太陽光発電設備等の設置検討フロー
(現行のとおり)

第2章 中小規模特定建築物又はその敷地内（オンサイト）への太陽光発電設備等の設置

1及び2（現行のとおり）

3 太陽光発電設備等の設置

（1）

表 3-2-2 オンサイトの設置手法例※

2～7（略）

第3部 義務履行手段と設置量

第1章 太陽光発電設備等の設置検討フロー
(略)

第2章 中小規模特定建築物又はその敷地内（オンサイト）への太陽光発電設備等の設置

1及び2（略）

3 太陽光発電設備等の設置

（1）

表 3-2-2 オンサイトの設置手法例※

費用負担・設備の所有者	電気の利用
<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者の費用で太陽光発電設備を設置・維持管理 ・太陽光発電設備は建物所有者が所有 自己所有モデル等 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気は建物所有者が利用 (自家消費、余剰売電、全量売電を問わない)
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者（第三者）の費用で太陽光発電設備を設置 ・太陽光発電設備は事業者（第三者）が所有・維持管理 PPA モデル等 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気は事業者（第三者）から建物所有者に供給 ・建物所有者は事業者（第三者）へ電力の利用料金等を支払い
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者（第三者）の費用で太陽光発電設備を設置 ・太陽光発電設備は事業者（第三者）が維持管理 ・建物所有者は太陽光発電設備を借受 リースモデル等 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気は建物所有者が利用 ・建物所有者は事業者（第三者）へリース料金等を支払い
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者（第三者）の費用で太陽光発電設備を設置 ・太陽光発電設備は事業者（第三者）が所有・維持管理 ・建物所有者は事業者（第三者）より賃借料等の支払いを受ける 屋根貸し等 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気は事業者（第三者）が利用

(2)～(4) (現行のとおり)

第3章 中小規模特定建築物及びその敷地以外（オフサイト）への太陽光発電設備等の設置

1～3 (現行のとおり)

4

(1) 特定開発事業の予定建築物

(現行のとおり)

→オンライン手続（e-KAWASAKI）による事前相談の申込

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000176981.html>

費用負担・設備の所有者	電気の利用
<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者の費用で太陽光発電設備を設置・維持管理 ・太陽光発電設備は建物所有者が所有 自己所有モデル等 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気は建物所有者が利用 (自家消費、余剰売電、全量売電を問わない)
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者（第三者）の費用で太陽光発電設備を設置 ・太陽光発電設備は事業者（第三者）が所有・維持管理 PPA モデル等 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気は事業者（第三者）から建物所有者に供給 ・建物所有者は事業者（第三者）へ電力の利用料金等を支払い
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者（第三者）の費用で太陽光発電設備を設置 ・太陽光発電設備は事業者（第三者）が維持管理 ・建物所有者は太陽光発電設備を借受 リースモデル等 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気は建物所有者が利用 ・建物所有者は事業者（第三者）へリース料金等を支払い

(2)～(4) (略)

第3章 中小規模特定建築物及びその敷地以外（オフサイト）への太陽光発電設備等の設置

1～3 (略)

4

(1) 特定開発事業の予定建築物

(略)

(新規)

(2) (現行のとおり)

5 (現行のとおり)

第4部 報告

1 報告書の作成と提出

特定建築事業者は、対象建築物についてオンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)にて「中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」(規則第16号様式。以下、「報告書」という。) を作成し、「中小規模特定建築物取組書」(要綱第1号様式。以下、「取組書」という。) その他必要な図面等を添付(アップロード)して、オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)により市に提出しなければならない。

特定建築事業者以外の建築事業者は、報告書を作成し、市に提出することができる(任意の報告)。報告書の提出物、記載内容は特定建築事業者に同じ。

➡オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)による届出方法について

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000176981.html>

(2) (略)

5 (略)

第4部 報告

1 報告書の作成と提出

特定建築事業者は、対象建築物について「中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」(規則第16号様式。以下、「報告書」という。) に「中小規模特定建築物取組書」(要綱第1号様式。以下、「取組書」という。) その他必要な図面等を添付して市に提出しなければならない。

特定建築事業者以外の建築事業者は、報告書を作成し、市に提出することができる(任意の報告)。報告書の提出物、記載内容は特定建築事業者に同じ。

表 4-1-1 報告書の作成と提出

報告書の作成と提出	
対象建築物	<input type="checkbox"/> 対象年度 （4月1日から翌年3月31日まで）に確認済証が交付された中小規模特定建築物（交付日で判断）（提出期限までに工事完了していない建築物も対象） <input type="checkbox"/> 提出時点で工事完了前（未着工又は工事中）の建物も対象（確認済証交付時点での計画内容に基づき報告書を作成する。） <input type="checkbox"/> 確認済証が交付された後、事業中止等により建築確認を取り下げた建築物は報告対象外とする。
提出期限	<input type="checkbox"/> 対象年度における取組結果を 翌年度9月末までに提出
図書の保管	<input type="checkbox"/> 取組書に記載した取組状況に関する書類は、報告書を提出した年度の翌年度末まで保管する。
変更の場合	<input type="checkbox"/> 報告した時点以降に変更があった場合でも、基本的には、変更後の報告書の再提出は必要ない。

(現行のとおり)

2 報告書等提出物

報告書等提出物は、次の「報告書」「取組書」「添付資料」とし、電子データ（PDF、Excel、ZIP いずれかの形式）で提出する。

表 4-1-1 報告書の作成と提出

報告書の作成と提出	
対象建築物	<input type="checkbox"/> 対象年度 （4月1日から翌年3月31日まで）に確認済証が交付された中小規模特定建築物（交付日で判断）（提出期限までに工事完了していない建築物も対象） <input type="checkbox"/> 提出時点で工事完了前（未着工又は工事中）の建物も対象（確認済証交付時点での計画内容に基づき報告書を作成する。ただし、確認済証交付時点から報告書提出までの間に変更が生じた場合、変更後の措置の内容に基づき報告書を作成する。） <input type="checkbox"/> 確認済証が交付された後、事業中止等により建築確認を取り下げた建築物は報告対象外とする。
提出期限	<input type="checkbox"/> 対象年度における取組結果を 翌年度9月末までに提出
図書の保管	<input type="checkbox"/> 取組書に記載した取組状況に関する書類は、報告書を提出した年度の翌年度末まで保管する。
変更の場合	<input type="checkbox"/> 報告した時点以降に変更があった場合でも、基本的には、変更後の報告書の再提出は必要ない。

(略)

2 報告書等提出物

報告書等提出物は、次の「報告書」「取組書」「添付資料」とし、電子データ（PDF、Excel 等）での提出を基本とする。

表 4-1-2 報告書等提出物

報告書等提出物	
報告書	<input type="checkbox"/> 「中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」【PDF】 (規則第 16 号様式 第 1 面～第 2 面) ※オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) にて、申請フォーム を入力することで作成でき、申請後、PDF 出力できる。
取組書	<input type="checkbox"/> 「中小規模特定建築物取組書」【Excel】 (要綱第 1 号様式 第 1 面～第 4 面) ※市ホームページから様式をダウンロードして作成（又はこれに 代わる任意様式【Excel】でも可） https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000167778.html ※オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) にアップロード。
添付資料	<input type="checkbox"/> 建築物ごとに必要な添付資料（要綱別表）【PDF・ZIP 等】 ※オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) にアップロード。 ※棟数除外建築物の申請済みの添付資料は省略可（表 4-1-3）。

（現行のとおり）

3 添付資料

オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) にて報告書を申請するときは、
 次の区分に応じた資料を添付（アップロード）する。複数区分に該当する場
 合は、該当する全ての資料を添付（アップロード）する。

表 4-1-2 報告書等提出物

報告書等提出物	
報告書	<input type="checkbox"/> 「中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」【PDF】 (規則第 16 号様式 第 1 面～第 2 面)
取組書	<input type="checkbox"/> 「中小規模特定建築物取組書」【Excel】 (要綱第 1 号様式 第 1 面～第 4 面) ※取組書はこれに代わる任意様式【Excel】でも可
添付資料	<input type="checkbox"/> 建築物ごとに必要な添付資料（要綱別表）【PDF】

（略）

3 添付資料

報告書には、次の区分に応じた資料を添付する。複数区分に該当する場合は、該当する全ての資料を添付する。

表 4-1-3 報告書の添付資料

区分	報告書添付資料
<p>【棟数除外建築物がある場合】 南面等屋根の水平投影面積（屋根除外部分を除く）の合計が 20 m²未満の場合</p> <p>報告書提出前にオンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）にて事前申請済みの平面図等は、報告書への添付を省略できる。</p> <p>⇒棟数除外建築物の申請方法について https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000176981.html</p>	<p><input type="checkbox"/> 南面等屋根の平面図等 縮尺、方位、南面等屋根の範囲、屋根除外部分の範囲、理由並びに各部分の水平投影面積を明示</p> <p>※建築面積が 20 m²未満の場合は、建築計画概要書等で確認できるため、本添付資料は不要</p>

(現行のとおり)

4 (現行のとおり)

第 5 部 報告書及び取組書の作成等

第 1 章 報告書の作成

1 報告書（第 1 面）

「中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」（規則第 16 号様式）第 1 面及び第 2 面は、必ず本様式で提出する。オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）において、申請フォームを入力することで様式が作成され提出できる。申請後、PDF 出力できる。

表 4-1-3 報告書の添付資料

区分	報告書添付資料
<p>【棟数除外建築物がある場合】 南面等屋根の水平投影面積（屋根除外部分を除く）の合計が 20 m²未満の場合</p>	<p><input type="checkbox"/> 南面等屋根の平面図等 縮尺、方位、南面等屋根の範囲、屋根除外部分の範囲、理由並びに各部分の水平投影面積を明示</p> <p>※建築面積が 20 m²未満の場合は、建築計画概要書等で確認できるため、本添付資料は不要</p>

(略)

4 (略)

第 5 部 報告書及び取組書の作成等

第 1 章 報告書の作成

1 報告書（第 1 面）

「中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」（規則第 16 号様式）第 1 面及び第 2 面は、必ず本様式で提出する。

(参考) 報告書の記載内容

(現行とおり)

2 (現行とおり)

第2章 取組書の記載例

1 取組書 (第1面)

「中小規模特定建築物取組書」(要綱第1号様式又はこれに代わる任意の様式)は、Excelデータで作成し、報告書をオンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)で申請するときに添付(アップロード)する。

→要綱様式(Excel版)のダウンロード

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000167778.html>

第1面 (必須)

□ 入力セル □ 自動計算セル ※赤字は記入例

印刷範囲外

第1号様式 (第1面) 中小規模特定建築物取組書

① ●●年●●月●●日

特定建築業者の氏名又は名称
(法人にあっては、その代表者の氏名) 株式会社●●●●● 代表取締役●●●●● ②

1 中小規模特定建築物における取組状況

No.	確認済証番号等	建築物の概要			設置基準量に対する事項					
		確認済証番号等	交付年月日	住宅・非住宅の区分	建築面積 (m ²)	適用除外建築物への 設備有無	該当事項	太陽光発用設備	太陽熱利 用設備	地中熱利 用設備
1	9778470101	97/04/01	住宅	49.84	140.35	○	2.5			
2	9778470102	98/04/01	住宅	38.05	110.95	○	2	2		
3	9778470103	97/04/01	住宅	38.05	110.95	○	2			
4	9778470104	97/04/01	非住宅	18.05	18.05	○	2312			
1000	9778470105	97/04/01	住宅	54.24	105.99		4.1			
合計			97.1794	178.05		480.212	153.166	160.000		
※「該当事項」欄は、建築面積が0平方メートル未満である建築物の場合は「1」、南面等量性の水平投影面積(第3条の規定の適用がある場合は、その適用後の水平投影面積)の合計が20平方メートル未満である建築物の場合は「2」、その他市長が認める場合は「3」と記載する。										

(現行のとおり)

③確認済証番号 (1棟ごと)

(略)

2 (略)

第2章 取組書の記載例

1 取組書 (第1面)

「中小規模特定建築物取組書」(要綱第1号様式又はこれに代わる任意の様式)は、Excelデータで提出する。市ホームページの要綱様式(Excel版)を推奨。

第1面 (必須)

□ 入力セル □ 自動計算セル

印刷範囲外

第1号様式 (第1面) 中小規模特定建築物取組書

① ●●年●●月●●日

特定建築業者の氏名又は名称
(法人にあっては、その代表者の氏名) 株式会社●●●●● 代表取締役●●●●● ②

1 中小規模特定建築物における取組状況

No.	確認済証番号等	建築物の概要			設置基準量に対する事項					
		確認済証番号等	交付年月日	住宅・非住宅の区分	建築面積 (m ²)	適用除外建築物への 設備有無	該当事項	太陽光発用設備	太陽熱利 用設備	地中熱利 用設備
1	9778470101	97/04/01	住宅	49.84	140.35	○	2.5			
2	9778470102	98/04/01	住宅	38.05	110.95	○	2	2		
3	9778470103	97/04/01	住宅	38.05	110.95	○	2			
4	9778470104	97/04/01	非住宅	18.05	18.05	○	2312			
1000	9778470105	97/04/01	住宅	54.24	105.99		4.1			
合計			97.1794	178.05		480.212	153.166	160.000		
※「該当事項」欄は、建築面積が20平方メートル未満である建築物の場合は「1」、南面等量性の水平投影面積(第3条の規定の適用がある場合は、その適用後の水平投影面積)の合計が20平方メートル未満である建築物の場合は「2」、その他市長が認める場合は「3」と記載する。										

(略)

③確認済証番号 (1棟ごと)

建築主事又は指定確認検査期間より発行された確認済番号を記載すること。

(現行のとおり)

2～4 (現行のとおり)

第3章 棟数除外建築物の申請を行う場合

棟数除外建築物がある場合は、添付資料である南面等屋根の平面図等について、報告書の提出前に事前審査を申請することができる。申請はオンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) にて、当該年度 (n 年度) から翌年度 (n + 1 年度) の報告書を提出するまでの間に、複数回に分けて申請できる。

事前審査を受けた平面図等は報告書への添付を省略できる。

→オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) による棟数除外建築物の申請方法

※詳細は、「オンライン申請説明会」の令和 7 年 6 月説明会資料を参照。

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000176981.html>

第4章 報告書の記載事項を示す書類等の保管等

(現行のとおり)

第6部 (現行のとおり)

第7部 参考 (現行のとおり)

確認済証番号に代えて、所在地の記載も可（記載方法は統一すること）

※所在地：住居表示又は地名地番（「神奈川県川崎市」は省略可）

(略)

2～4 (略)

(新規)

第3章 報告書の記載事項を示す書類等の保管等

(略)

第6部 (略)

第7部 参考 (略)

※上記のほか、所要の改正を行いました。

例：旧「建築物省エネ法第 18 条第 1 号（第 2 号又は第 3 号）」

⇒新「建築物省エネ法第 20 条第 1 号（第 2 号又は第 3 号）」

旧「建築物省エネ法第 18 条は令和 7 年 4 月 1 日に『第 20 条』に改正」

⇒削除 など